

「東日本、二地域暮らし」利用規約

2026年4月1日

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、「東日本二地域居住促進コンソーシアム」（以下、「当コンソーシアム」といいます。）が提供する「東日本、二地域暮らし」（以下、「本プログラム」といいます。）の利用条件を定めるものです。参加者の皆さま（以下、「参加者」といいます。）には、本規約に従って、本プログラムをご利用いただきます。

〔第1条〕（適用）

1. 本規約は、参加者の本プログラムの利用に関わる一切の事項に適用されるものとします。なお、市町が提供するつながり体験メニューについては適用外となります。
2. ランディングページを含め、本規約の内容と矛盾する本プログラムの内容の記載がある場合は、本規約の規定が優先されるものとします。
3. 市町が提供するつながり体験メニューについては当該市町・地域事業者が提供主体となり、当コンソーシアムは当該メニューの手配・案内を行うにとどまるものとします。当該メニューに関する事故・紛争・責任については、原則として提供事業者がその責任を負うものとし、参加者は当該市町の案内・規約等に従うものとします。

〔第2条〕（参加申し込み）

1. 本プログラムの参加者は、参加希望者が本規約に同意の上、当コンソーシアムの定める方法によって利用登録を申請し、当コンソーシアムがこれを承認することによって、参加者登録が完了するものとします。
2. 本プログラムの参加者は本規約に同意して申し込みを行うものとし、申し込みと同時に以下に同意したものとします。
 - ・ 当コンソーシアム共に滞在希望地域（以下、滞在先地域）の地域発展に協力すること
 - ・ 第5条に定めるプログラム参加条件を満たすこと
 - ・ 二地域居住の課題解決に向けたアンケートへの回答をすること
 - ・ 当コンソーシアムの要請（滞在先地域からの要請を含む）により、インタビュー、期間中に撮影した写真の提出、コラム作成等に協力すること（任意協力とし、合理的範囲内での対応とする）
 - ・ 提供されたマイレージや特典航空券の利用実績、対象期間中の対象新幹線/航空機の搭乗実績について当コンソーシアムが確認すること
3. 当コンソーシアムは、参加者登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、参加者登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - ・ 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合

- ・ 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - ・ その他、当コンソーシアムが参加者登録 を適切でないと判断した場合
4. 参加者が提出した写真、文章その他の成果物（以下「成果物」といいます。）の著作権は、参加者に帰属します。ただし、参加者は当コンソーシアムおよび関係自治体に対し、本プログラムの広報・報告・研究・普及活動を目的として、成果物を無償で、期間の定めなく、日本国内外において利用（複製、公衆送信、展示、配布、翻案を含みます。）する非独占的な権利を許諾するものとします。

〔第 3 条〕（プログラム内容）

当コンソーシアムが参加者に提供する本プログラムの内容は、以下のとおりです。

(1) 「移動費支援サービス」

東京(羽田)/大阪(伊丹)＝該当地域至近空港(青森/秋田/山形)における移動総額の半額に相当する JAL 国内線特典航空券に交換可能に必要な基本マイル数をご提供いたします。本プログラムの参加条件を満たし、新幹線 1 往復につき、飛行機 1 往復分のマイルを都度ご提供いたします。

※滞在可能地域と提供マイル数の詳細については以下ホームページをご参照ください。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/dom/kantsuna/2chiiki/higashi-nihon/>

- ・ 対象期間（2026 年 6 月～2027 年 1 月）のうち、1 か月で 4 往復するなど、移動のタイミングは自由となります。
- ・ プログラムへの申し込み時に記入したご本人・同伴者以外への権利譲渡はできません。
- ・ 国内線旅客施設使用料は別途ご負担いただきます。

〔第 4 条〕（対象期間）

本プログラムの利用対象期間は 2026 年 6 月～2027 年 1 月の 8 か月間となります。

〔第 5 条〕（参加条件）

本プログラムの利用にあたっては以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 地域滞在中は対象地域にて宿泊すること
- ・ 第 4 条に定める対象期間中に、東北新幹線を利用し、かつ、東京(羽田)/大阪(伊丹)発の JAL 運航便を利用して対象地域へ訪問すること
- ・ 地域ごとに指定された最低訪問回数以上、地域へ訪問すること
- ・ お申込時に JAL マイレージバンク、えきねっと会員であること
- ・ その他自治体の定める条件を満たすこと

※地域ごとの参加条件については以下ホームページをご参照ください。

〔第 6 条〕（マイルの提供方法）

1. 本プログラムは原則として参加者が新幹線で地域訪問をした際に、次の地域訪問に利用することを前提として、飛行機での地域訪問時の移動費支援を提供するプログラムです。マイル提供は以下の手順に沿って行います。
 - ・ 参加者が東北新幹線を利用して地域訪問を実施（参加者自己負担）
 - ・ 東北新幹線の利用ならびに地域訪問が確認後、約 2 週間程度で、当コンソーシアムから参加者へ 1 往復分（2 フライト分）の JAL マイルを積算
 - ・ 参加者はマイル積算を確認後、積算されたマイルを特典航空券に交換し、飛行機にて地域訪問を実施
 - ・ 上記の流れを自治体ごとに指定された最低訪問回数以上繰り返す
2. 参加者は、やむを得ない事情がある場合にのみ、当コンソーシアムへ書面または電子メールにより通知することで、本プログラムへの参加を終了することができます。
3. 前項の場合において、既に付与された未使用のマイルについては失効もしくは回収するものとします。
4. 参加者の故意または重大な過失により本規約に違反した場合を除き、違約金等の請求は行いません。

〔第 7 条〕（マイル利用の注意事項）

本プログラムにて付与されるマイルの利用においては、以下の事項を遵守する必要があります。

- ・ 付与したマイルは、本プログラムの本拠地と滞在地域を往復する特典航空券にマイルを交換してご利用いただきます。マイルからの交換は参加者が各自で WEB 操作いただく必要があります。（搭乗日の 1 年前より予約・発券が可能です）
- ・ 期日や便によっては追加マイルが必要になる可能性もあります。追加マイルが必要な場合は、ご自身がすでにお持ちになっているマイルと合わせて利用いただくことは可能です。
- ・ マイルの追加購入はできません。
- ・ ご家族（家族プログラムの適用を除く）やご友人のマイルとご自分のマイルを合算して特典に交換することはできません。
- ・ 小児・幼児が特典をご利用の場合も、大人と同じマイル数が必要です。
- ・ 掲載のマイル数の他に、「国内線旅客施設使用料（Passenger Facility Charge）」のお支払いが必要です。
- ・ その他マイルを国内特典航空券に交換するにあたっては以下を参照願います。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/jalmile/use/ticket.html>

〔第 8 条〕（禁止事項）

参加者は、本プログラムの利用に当たり、以下の行為をしてはなりません。

- ・ 法令または公序良俗に違反する行為
- ・ 参加者サービスの内容など、本プログラムに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- ・ 当コンソーシアム、他の参加者、またはその他第三者の権利または利益を侵害する行為
- ・ 本プログラムによって得られた情報を商業的に利用する行為
- ・ 当コンソーシアムのサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ・ 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当コンソーシアムの業務に著しい支障を来たす行為
- ・ 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- ・ 他の参加者に関する個人情報などを収集または蓄積する行為
- ・ 不正な目的を持って本プログラムを利用する行為
- ・ 本プログラムの他の参加者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- ・ 他の参加者に成りすます行為
- ・ 当コンソーシアムが許諾しない本プログラム上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- ・ 当コンソーシアムのサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ・ その他、当コンソーシアムが不適切と判断する行為

〔第 9 条〕（本プログラムの提供の停止など）

1. 当コンソーシアムは、以下のいずれかの事由があると判断した場合、参加者に事前に通知することなく本プログラムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - ・ 本プログラムにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
 - ・ 地震、落雷、火災、停電、ストライキまたは天災などの不可抗力により、本プログラムの提供が困難となった場合
 - ・ コンピュータまたは通信回線などが事故により停止した場合
 - ・ その他、当コンソーシアムが本プログラムの提供が困難と判断した場合
2. 当コンソーシアムは、本プログラムの提供の停止または中断により、参加者または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

〔第 10 条〕（利用制限および登録抹消）

1. 当コンソーシアムは、参加者が以下のいずれかに該当する場合には、未使用マイルの取消しを行い、付与したマイルを回収することができることとします。既に使用済みのマイルについて不正利用が確認された場合には、当該不正利用により当コンソーシアムが実際に被った合理的な損害の範囲内で賠償を請求できるものとします。
 - ・ 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ・ 弊社が付与したマイレージについて、弊社が認めない使用が確認された場合
 - ・ 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ・ 当コンソーシアムからの連絡に対し、一定期間返答がない場合
 - ・ その他、当コンソーシアムが本プログラムの利用を適当でないと判断した場合
2. 当コンソーシアムは、前項に基づき当コンソーシアムが行った行為により参加者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

〔第 11 条〕（免責事項）

1. 当コンソーシアムは、本プログラムに関連して参加者に生じた損害について、当コンソーシアムの故意または重過失による場合を除き責任を負いません。
2. 当コンソーシアムの軽過失による場合の損害賠償責任は、当該参加者に対して本プログラムに基づき付与したマイル相当額を上限とします。
3. 当コンソーシアムは、特別損害および逸失利益については責任を負いません。
- 4.

〔第 12 条〕（プログラム内容の変更等）

当コンソーシアムは、本規約を変更する場合には、変更内容および効力発生日を、効力発生日の少なくとも 14 日前までに、本プログラム公式ウェブサイトへの掲載または電子メールにより通知します。

〔第 13 条〕（利用規約の変更）

当コンソーシアムは、以下のいずれかの場合には、参加者の個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。

- ・ 本規約の変更が参加者の一般の利益に適合するとき。
- ・ 本規約の変更が本プログラムの利用目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

〔第 14 条〕（個人情報の取り扱い）

1. 当コンソーシアムは、本プログラムの運営にあたり取得する個人情報（氏名、住所、連絡先、JMB お得意さま番号、えきねっと ID、利用履歴、移動履歴その他申込時に提供された情報）を、以下の目的の範囲内で利用します。
 - ・ 本プログラムの運営・管理
 - ・ マイル付与および利用状況の確認
 - ・ アンケート分析および研究活動
 - ・ 官公庁および研究機関との共同検証
 - ・ 問い合わせ対応
2. 当コンソーシアムは、本プログラムの運営に必要な範囲で、日本航空株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、NRI デジタル株式会社、および関係自治体と個人情報を共同利用します。共同利用の管理責任者は日本航空株式会社とします。
3. 個人情報の第三者提供は、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き行いません。
4. 個人情報の保存期間は、本プログラム終了後 3 年間とします。
5. その他の取扱いについては、JAL グループプライバシーポリシーに従います。
※JAL グループ航空会社 個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）
<https://www.jal.co.jp/footer/security.html#anchorlink002>

〔第 15 条〕（権利義務の譲渡の禁止）

参加者は、当コンソーシアムの書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

〔第 16 条〕（暴排条項）

参加者は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し保証するものとします。

〔第 17 条〕（その他）

その他の募集に関する要項は、以下ホームページをご参照ください。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/dom/kantsuna/2chiiki/higashi-nihon/>

つながり体験メニューや地域に関するお問い合わせは下記からお問い合わせください。

■青森県黒石市

黒石市役所企画課 国際・地域交流係

メール：kuro-sankaku@city.kuroishi.aomori.jpxxxx

■秋田県仙北市

仙北市役所企画部まちづくり課

メール：machi@city.semboku.akita.jp

■秋田県にかほ市

にかほ市役所連携推進課

メール：renkei@city.nikaho.lg.jp

■山形県寒河江市

寒河江市みらい協働課

メール：s-mirai@city.sagae.yamagata.jp

■山形県河北町

河北町役場 暮らし応援課 移住・定住・交流推進係

メール：machi@town.yamagata-kahoku.lg.jp

■山形県高畠町

高畠町役場企画課

メール：kikaku@town.takahata.yamagata.jp

■本プログラムへのお問い合わせ

「東日本二地域居住促進コンソーシアム」事務局 日本航空株式会社 二地域居住推進デスク

メール : 2chiiki-kyoju-desk@jal.com

お問い合わせフォーム : <https://forms.gle/T3etPHK2nMiqkasR6>

以上